

1 概 要

(1) 選挙の期日

平成7年の統一地方選挙において執行予定であった、兵庫県議会議員選挙は、神戸市、西宮市及び芦屋市の各市議会議員選挙並びに芦屋市長選挙とともに、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の被害により、県選挙管理委員会として上記選挙の選挙期日の延期を当時の自治大臣あて要望した結果、選挙期日が平成7年6月11日に延期され、あわせて議員が不在になることのないよう在職議員の任期延長がなされた。

このような臨時の特例措置が講じられることにより平成11年の統一地方選挙に際しては、統一から除外されることが想定されたため、選挙期日の延期要望に際し、あわせて、平成11年以降、統一地方選挙への復帰について当時自治大臣あて要望を行った結果、平成10年5月22日公布、施行の「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」では、大震災で離脱した上記選挙も当該選挙管理委員会の決定により、再び統一地方選挙として実施できることとなり、県選挙管理委員会並びに神戸市、西宮市及び芦屋市の選挙管理委員会において、平成10年5月28日、上記選挙の統一地方選挙として実施を決定した。

今回の平成15年執行の上記選挙についても、平成11年同様、法的措置を講じていただき、統一地方選挙において執行することができることについて総務大臣あて要望を行った。その結果、平成14年12月13日公布、施行の「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」に基づき、県選挙管理委員会並びに神戸市、西宮市及び芦屋市の選挙管理委員会において、平成14年12月17日、上記選挙の統一地方選挙にて執行する旨を告示した。

告示日	平成15年4月4日
投票日	平成15年4月13日

なお、これらの震災により任期延長があったため、特例措置により統一地方選挙に復帰した選挙以外に、加西市議会議員選挙（平成15年6月1日任期満了）についても統一地方選挙で実施する旨を加西市選挙管理委員会において告示を行った。

また、今回の選挙は、平成14年10月10日に改正された「兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」により、定数93名（尼崎市1減、加古川市1増、三田市1増）で執行された。

過去の県議会議員の一般選挙の日程（平成7.6.11執行分を除き統一地方選挙として執行）

区分	告示日	選挙の期日	定数	選挙区	特例法
1	昭22.4.10	昭22.4.30	72	40	昭22.3.15 法律第15号、内務省告示第68号
2	昭26.4.3	昭26.4.30	78	43	昭26.2.1 法律第2号
3	昭30.4.3	昭30.4.23	78	48	昭30.1.24 法律第2号、30.3.16 政令第31号
4	昭34.4.8	昭34.4.23	83	45	昭33.12.27 法律第188号、34.1.31 政令第11号
5	昭38.4.2	昭38.4.17	87	45	昭37.12.26 法律第163号、政令第458号
6	昭42.3.31	昭42.4.15	90	45	昭41.12.26 法律第146号、政令第391号
7	昭46.3.30	昭46.4.11	90	45	昭45.12.24 法律第128号、政令第341号
8	昭50.4.1	昭50.4.13	90	46	昭49.12.27 法律第111号、政令第395号
9	昭54.3.27	昭54.4.8	91	46	昭53.11.10 法律第100号、政令第365号
10	昭58.3.29	昭58.4.10	91	46	昭57.12.28 法律第94号、58.1.6 政令第1号
11	昭62.4.2	昭62.4.12	91	46	昭61.12.9 法律第99号、政令第368号
12	平3.3.29	平3.4.7	94	46	平2.11.15 法律第76号、政令第329号
13	平7.6.2	平7.6.11	92	46	平7.3.13 法律第25号、政令第54号
14	平11.4.2	平11.4.11	92	46	平10.5.22 法律第67号、政令第301号

(2) 統一選挙特例法等

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

(平成14年法律第150号)

(選挙期日)

- 第1条 平成15年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。)の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合及び公職選挙法(昭和25年法律第100号)第34条の2第1項又は第3項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により行う場合を除き、同法第33条第1項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)の議会の議員及び長の選挙にあっては平成15年4月13日、指定都市以外の市、町村及び特別区(以下「市区町村」という。)の議会の議員及び長の選挙にあっては同月27日とする。
- 2 平成15年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第33条第1項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができる。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)の選挙管理委員会にあっては平成15年1月12日までに、市区町村の選挙管理委員会にあっては同月26日までに、その旨を告示しなければならない。
- 3 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長(第1項の地方公共団体の議会の議員又は長であって当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第34条の2第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による告示がなされていないもの及び前項前段の地方公共団体の議会の議員又は長であって当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について同項後段の規定による告示がなされているものをいう。次項において同じ。)について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、同法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成15年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前5日までに始まるときは、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第33条第2項又は第34条第1項の規定にかかわらず、それぞれ第1項に規定する期日とする。
- 4 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長(当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第34条の2第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による告示がなされているものを除く。)について、選挙を行うべき事由が生じた場合(同法第117条の規定により選挙を行うべき事由が生じた場合を除く。)において、同法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成15年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前10日までに始まるときは、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第33条第2項又は第34条第1項の規定にかかわらず、それぞれ第1項に規定する期日とする。

(告示の期日)

- 第2条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第33条第5項及び第34条第6項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日に告示しなければならない。

一 都道府県知事の選挙 平成15年3月27日

- 二 指定都市の長の選挙 平成15年3月30日
- 三 都道府県等の議会の議員の選挙 平成15年4月4日
- 四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 平成15年4月20日
- 五 町村の議会の議員及び長の選挙 平成15年4月22日

(同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い)

第3条 公職選挙法第34条の2の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期が共に平成15年3月1日から同年5月31日までの間に満了する場合には、適用しない。

(同時選挙)

第4条 第1条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事の選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第119条第1項の規定により同時に行う。

2 第1条の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第119条第2項の規定により同時に行う。

3 前2項の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第14条第1項の規定により公職選挙法第12章の規定を適用しないこととされる選挙については、適用しない。

(重複立候補の禁止)

第5条 第1条の規定により平成15年4月13日に行われる選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)の全部又は一部を含む区域について、同条の規定により同月27日に行われる選挙又は公職選挙法第33条の2第2項(同条第7項の規定により変更して適用することとされる場合を含む。)の規定により同日に行われる衆議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることができない。

2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第68条第1項第2号(同法第46条の2第2項の規定により変更して適用することとされる場合を含む。)第86条第9項第3号、第86条の2第7項第2号及び第86条の4第9項の規定の適用については、同法第87条第1項の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

(寄附等の禁止期間)

第6条 第1条第1項又は第2項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第199条の2及び第199条の5の規定を適用する場合には、同法第199条の2第1項に規定する期間及び同法第199条の5第1項から第3項までに規定する一定期間とは、同条第4項の規定にかかわらず、第1条第1項又は第2項の規定によるそれぞれの選挙の期日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

第7条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一 平成15年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二 平成15年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙(市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月26日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの(市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月26日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙について第1条第2項後段

の規定による告示がなされているものを除く。)の議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

三 平成15年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙(市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月26日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの(市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月26日のいずれか早い日において、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙について第1第2後段の規定による告示がなされているものを除く。)の長の任期満了による選挙に限る。)

2 前項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年1月26日」とあるのは、「同年1月12日」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第8条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要とされる事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令
 (平成14年2月13日号外政令第373号)

(選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱い)

第1条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(以下「法」という。)第1条の規定により行われる選挙に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

上欄	中欄	下欄
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第2項	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定めるところにより	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成14年法律第150号)第1条の規定により行われる選挙については、それぞれ同法第二条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日(以下「告示日」という。)の前日現在(当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、選挙の期日現在)により告示日の前日に
公職選挙法23条第1項	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定める期間	当該登録をした日の翌日から2日間
公職選挙法第46条の2第2項及び第86条の4第7項	第33条第5項(第34条の2第5項において準用する場合を含む。)、第34条第6項又は第119条第3項の規定により告示した期日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第1項に規定する選挙の期日
公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第17条第1号	その任期が終わる日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成14年法律第150号)第1条第1項に規定する選挙の期日
公職選挙法施行令第49条の2第1項及び第127条の3	法第33条第5項(法第34条の2第5項において準用する場合を含む。)、第34条第6項又は第119条第3項の規定により告示した期日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第1項に規定する選挙の期日

(署名収集の禁止期間の取扱い)

第2条 法第1条第1項又は第2項の規定により行われる選挙に係る地方自治法施行令(昭和22年制令第16号)第92条第5項第1号(同令第99条、第100条、第110条、第116条、第121条、第212条の2、第212条の4、第213条の2、

第214条の2、第215条の2、第216条の3及び第217条の2並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第3条第1項において準用する場合を含む。）及び市町村の合併の特例に関する法律施行令（昭和40年政令第52号）第2条第5項（同令第9条の2において準用する場合を含む。）の規定の適用については、地方自治法施行令第92条第5項第1号中「任期満了の日」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成14年法律第150号）第1条第1項に規定する選挙の期日」とする。

第3条 前条の規定は、次に掲げる地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の市、町村及び特別区（以下「市区町村」という。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一 平成15年3月1日から同年3月30日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二 平成15年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前61日に当たる日又は同年2月25日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了による選挙について法第1条第2項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

三 平成15年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日前61日に当たる日又は同年2月25日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの（市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙について法第1条第2項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の長の任期満了による選挙に限る。）

2 前項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、都道府県の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年2月25日」とあるのは、「同年2月1日」と読み替えるものとする。

（同時選挙に関する規定の取扱い）

第4条 公職選挙法第120条第3項及び第121条の規定は、法第4条第2項の規定により指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙が同時に行われる場合には、適用しない。

（法第1条第2項後段の規定による告示をした場合の取扱い）

第5条 指定都市及び市区町村の選挙管理委員会は、法第1条第2項後段の規定による告示をした場合においては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣への要望書

総務大臣 片山 虎之助 様

兵庫県選挙管理委員会

委員長 中村 敏明

兵庫県議会議員選挙、神戸市、西宮市及び芦屋市の各市議会議員選挙並びに芦屋市長選挙については、平成7年の阪神・淡路大震災の影響による選挙期日の延期及びこれに伴う在任議員等の任期延長により、統一地方選挙の対象外とされたことから、平成11年以降の上記選挙については、統一地方選挙への復帰を別添（写）のとおり、要望させていただいたところであります。

政府・国会の格別の御尽力により、平成11年執行の統一地方選挙にかかる「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」の制定にあたり、上記選挙を統一地方選挙において執行することができるよう法的措置が講じられたことに深く感謝申し上げます。

つきましては、平成15年執行予定の上記選挙についても統一地方選挙において執行することができるよう、前回同様、法的措置を講じていただきたく特段の御高配を賜りますよう重ねて要望いたします。

(3) 候補者

今回の選挙の立候補者は、下表のとおり全選挙区を通じて134名(内女性19名)であり、過去最低となった。

また、18選挙区の21名が無投票当選となった。これは、昭和54年の18選挙区23名に次いで過去2番目の多さである。

なお、立候補の受付等の選挙長事務は、従来どおり各市区選挙管理委員会の格別の協力のもと、都市部選挙区は各市区で、郡部選挙区は県民局で行った。

区分	自民	民主	公明	共産	自由	社民	諸派	無所属	計
新	4	(1) 6	3	(3) 4	2		1	(4) 26	(8) 46
現	25	(2) 8	9	(7) 14		(1) 2	(1) 3	22	(11) 83
元		2					2	1	5
計	29	(3) 16	12	(10) 18	2	(1) 2	(1) 6	(4) 49	(19) 134

()は女性候補者の数で内書きである。諸派の内訳は21世紀をひらく兵庫県政連合3名(うち女性1名)、新社会党2名、郷土美化小林昭後援会1名である。

(4) 当選者

党派別の当選人、得票数及び得票率は下表のとおりである。

女性の当選者は、9名と過去2番目の多さである。

区分	自民	民主	公明	共産	社民	その他の政党	諸派	無所属	計
新	3	5	3	(1) 1				(1) 8	(2) 20
現	23	(2) 7	9	(3) 7	(1) 2		(1) 3	19	(7) 70
元		2					1		3
計	26	(2) 14	12	(4) 8	(1) 2		(1) 4	(1) 27	(9) 93
得票数	389,424	221,214	247,770	193,739	24,189	11,075	45,248	432,560	1,565,219
得票率	24.88	14.13	15.83	12.38	1.55	0.71	2.89	27.64	100.00
2023年10月31日現在	26.57	15.90	14.30	15.83	2.00	-	4.58	20.82	100.00
2022年10月31日現在	25.55	-	13.62	10.47	6.70	1.59	5.58	36.50	100.00

()は女性の数で内書きである。今回のその他の政党は自由党であり、諸派の内訳は21世紀をひらく兵庫県政連合3名(うち女性1名)、新社会党1名である。

得票率は、単位未満を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。(以下同じ)

(参 考)

過去の党派別候補者数と当選人数の推移は次のとおりである。

党派別候補者数（上段）及び当選人数（下段）

区分	自 由	民 主	社 会		公 明	共 産	新 助	諸 派	無 所 属	計
昭 22 年 第 1 回	5 2	12 4	36 13			16 0		111 42	40 11	220 72
昭 26 年 第 2 回	53 32	国民民主 6 5	33 11			8 0		32 14	46 16	178 78
昭 30 年 第 3 回	10 5	日本民主 27 17	左 社 15 3	右 社 27 15		3 0		23 17	71 21	176 78
昭 34 年 第 4 回	自由民主 55 41		34 21			5 0		10 9	52 12	156 83
昭 38 年 第 5 回	36 28		社 会 28 20	民 社 12 6	公 政 連 2 2	9 0		26 22	41 9	154 87
昭 42 年 第 6 回	53 40		29 17	13 8	公 明 6 6	23 2			51 17	175 90
昭 46 年 第 7 回	59 42		25 18	15 8	7 6	25 5		6 1	28 10	165 90
昭 50 年 第 8 回	39 37		22 12	14 6	17 13	33 6		3 0	45 16	173 90
昭 54 年 第 9 回	41 38		20 12	8 7	15 11	20 6	1 0		31 17	136 91
昭 58 年 第 10 回	45 32		18 12	9 9	14 14	48 4			35 20	169 91
昭 62 年 第 11 回	46 36		15 15	9 9	15 12	26 5			36 14	147 91
平 3 年 第 12 回	43 41		20 12	6 5	10 10	16 6		1 0	40 20	136 94
平 7 年 第 13 回	自 民 31 29	新 進 3 1	社 会 9 5	護 憲 7 1	兵 庫 民 社 3 1	12 12	16 7	3 0	62 36	146 92
平 11 年 第 14 回	自由民主 29 25		民 主 17 10	社 民 2 2		13 11	18 14	9 3	47 27	135 92
平 15 年 第 15 回	自由民主 29 26	自 由 2 0	民 主 16 14	2 2		12 12	18 8	6 4	49 27	134 93

(5) 選挙人名簿

ア 登録基準日等

今回の選挙人名簿の登録については、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令」第1条の規定により、次の日程で選挙時登録等が行われた。

登録基準日 平成15年4月3日
ただし、年齢については平成15年4月13日現在
登録日 平成15年4月3日
縦覧期間 平成15年4月4日から
平成15年4月5日まで

イ 選挙人名簿登録者数

平成15年4月3日現在の選挙人名簿登録者数は県内で4,456,787人で、前回の県議選挙の際の選挙時登録者数4,342,673人(11.4.1)に比べ、114,114人増加している。

市部郡部別・男女別選挙時登録者数等 (単位：人)

区分	市部	郡部	県計(A) (15.4.3)	前回(B) (11.4.1)	増減数 (A)-(B)
男	1,824,138	300,471	2,124,609	2,079,759	44,850
女	2,001,695	330,483	2,332,178	2,262,914	69,264
計	3,825,833	630,954	4,456,787	4,342,673	114,114

ウ 補正登録者数

選挙時登録以降、選挙期日までの間の補正登録者数は、1人(市1人)であった。

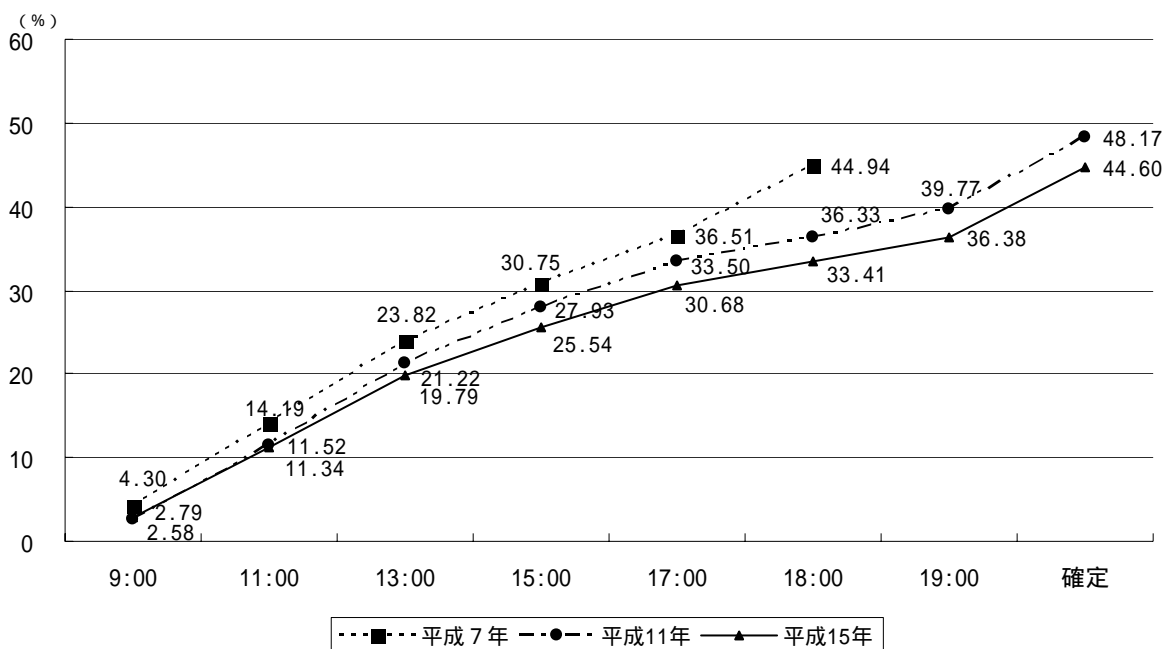
(6) 投票

ア 投票の状況

今回の選挙は、県民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、選挙の円滑な執行を期す観点から、前回に引き続き、統一地方選挙で執行した選挙であった。

投票率は、平成10年6月に施行された改正公職選挙法による投票時間及び不在者投票時間の延長、不在者投票の要件緩和等に伴い、前回選挙では上昇したものの、今回は統一地方選挙から離脱して実施された前々回の44.94%を下回る過去最低の44.60%であった。

(時刻別投票率の推移)



(投票率の状況)

	市 部	郡 部	計
男	42.87%	49.98%	43.32%
女	45.32%	52.37%	45.77%
計	44.16%	51.23%	44.60%
前 回	47.05%	61.05%	48.17%

イ 不在者投票

今回の選挙における不在者投票者数は、158,197人であり、前回選挙に比べ25,162人(18.91%)増加している。

選挙名	不在者投票者数		
	市部	郡部	県計
H 7 県議選	72,563	7,060	79,623
7 参院選	65,501	18,476	83,977
8 衆院選	102,509	27,215	129,724
10 参院選	160,570	38,085	198,655
10 知事選	99,352	42,863	142,215
11 県議選	118,683	14,352	133,035
12 衆院選	193,363	47,376	240,739
13 参院選	232,091	52,630	284,721
13 知事選	229,573	52,419	281,985
15 県議選	146,121	12,076	158,197

ウ 投票所

今回の選挙における投票所数は、18選挙区で無投票であったため、1,384カ所であった。最近における投票所数は、次表のとおりである。

選挙名	投票所数		
	市部	郡部	県計
平11. 4.11 県議選	(1,341)	(761)	(2,102)
	1,118	290	1,408
12. 6.25 衆院選	1,343	764	2,107
13. 7.29 参・知選	1,347	763	2,110
15. 4.13 県議選	(1,348)	(763)	(2,111)
	1,161	223	1,384

()内の数は、全選挙区が有投票であった場合の予定数である。

エ 投票用紙

平成13年参院選・知事選に引き続き、投票用紙の規格を従来の横長から縦長（縦12.8cm×横8.0cm）とし、紙色・刷色を次のとおりとした。また、開票事務の迅速化を図るため、一般投票用紙には引き続き合成紙（BPコート110）を用いた。

なお、視覚障害者が自分自身で選挙の種類を認識できるようにするため、今回より点字投票用紙の右上に点字で「けんぎかい」と印刷することとした。

区 分	紙 質	紙 色	刷 色	枚 数
一 般 投 票	B P コート110	あさぎ色	黒 色	4,505,000
点 字 投 票	上質紙110kg	あさぎ色	黒 色	12,500
船員不在者投票	上質紙70kg	あさぎ色	黒 色	8,000

(7) 開 票

ア 開票速報

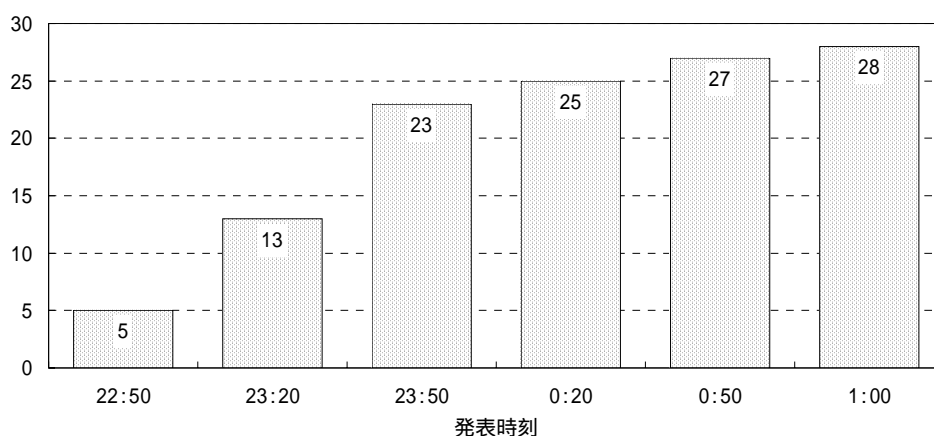
開票速報については、従来と同様、報道の一元化を図り、正確かつ迅速に情報を提供するため、各市区町選挙管理委員会及び県民局の協力のもと、県に速報本部を設置し実施した。

県速報本部では、中間速報は全選挙区一覧表で、21時50分を第1報に、全選挙区確定まで30分間隔で発表した。

また、確定速報は選挙区単位で確定の都度発表し、開票確定進捗状況は次図のとおり。

なお、報道機関に対して従来どおり帳票による発表に加え、電子メールでも発表を行ったほか、一般県民向けに、ホームページで同時に情報提供を行った。

時刻別開票確定選挙区数



イ 無効投票

今回の選挙においては、無効投票率が2.31%と、前回県議選時を0.22ポイント上回った。過去の選挙の無効投票の状況は、次のとおりである。

区 分	投票総数	無効投票数	無効投票率(%)	
平11. 4.11県議選	1,718,379	35,993	2.09	
平12. 6.25衆院選	小選挙区	2,650,580	96,813	3.65
	比例代表	2,649,100	132,035	4.98
平13. 7.29知事選	2,450,753	142,771	5.83	
平13. 7.29参院選	選挙区	2,454,721	211,445	8.61
	比例代表	2,455,618	103,122	4.20
平15. 4.13県議選	1,602,225	37,006	2.31	

また、無効投票の内訳は、次表のとおりであり、白紙投票が最も多くなっている。

選挙名	白紙投票	雑事記載	記号符号記載	候補者でない者の氏名記載	その他	合計
平11.4.11県議選	19,524 (54.2%)	6,767 (18.8%)	5,669 (15.8%)	2,819 (7.8%)	1,214 (3.4%)	35,993 (100%)
平15.4.13県議選	20,970 (56.7%)	6,158 (16.6%)	5,585 (15.1%)	3,284 (8.9%)	1,009 (2.7%)	37,006 (100%)

(8) 選挙公営

ア 選挙公報

選挙公報は、立候補者134名のうち133名から掲載申請があり、無投票当選者となった20名を除く113名について発行した。

規格は、立候補者数が9人以上の姫路市、尼崎市及び西宮市で新聞紙大、他の選挙区はタブロイド版とした。印刷部数は、1,999,400部で有投票選挙区内の世帯数(1,809,512世帯：平成14年12月31日現在住民基本台帳)の110.5%に相当する。

印刷は4月5日～7日の3日間で行い、印刷と平行して順次市区町へ送付した。

また、新聞折込みについては11市1町で実施した。

イ ポスター掲示場

今回の選挙では、県内で14,828箇所にポスター掲示場が設置された。法定数(15,026箇所)からは198箇所の減少となっている。前回県議選と比較すると、法定数が82箇所増加し、減少承認数が5箇所増加したため、あわせて77箇所の増加となった。

また、区画数については各選挙区における立候補予定者数に応じ、4区画から14区画とし、区画番号については従来どおり掲示場の右上段から右下段の順に左へ一連番号を付す方法とした。

区 分	平成15.4.13県議選	平成11.4.11県議選
最多設置選挙区《設置数》	西 宮 市 《835》	西 宮 市 《825》
最少設置選挙区《設置数》	龍 野 市 《125》	龍 野 市 《125》
設 置 数	14,828(5,069)	14,751(4,805)
法 定 数	15,026(5,225)	14,944(4,946)
減 少 数	198 (156)	193 (141)

()は無投票選挙区分内書き

ウ 選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成

「兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例」に基づき、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成について選挙公営が行われた。

なお、当該選挙公営に関する事務についても、各市区選挙管理委員会及び県民局の協力のもと、届出書、確認申請書の受理、確認書の交付事務について、市部選挙区は各市区経由で、郡部選挙区は県民局で行うとともに、支払事務については、県選管(市町振興課)で行った。

公費負担の限度額は次のとおりである。

選挙運動用自動車の使用

契 約 方 式		1日単価
一般運送契約(ハイヤー方式)		64,500円
一 般 運 送 契 約 以 外 の 契 約	自動車の借入れ契約	15,300円
	燃料の供給契約	7,350円
	運転手の雇用	12,500円

選挙運動用ポスターの作成

公費負担限度額 = 基準単価 × 県選管が確認した枚数

(選挙区内のポスター掲示場数の2倍を限度)

ポスター掲示場数	基準単価
500以下の場合 n=ポスター掲示場数	$\frac{301,875円 + 510.48円 \times n}{n}$
500超の場合 n=ポスター掲示場数	$\frac{557,115円 + 26.73円 \times (n - 500)}{n}$

(9) 政治活動

今回の選挙においては、告示日の8時30分から確認団体の申請を受け付け、所属候補者数が3人以上であることが確認できた後に、確認書の交付を行った。その結果、自由民主党、日本共産党、民主党、公明党、21世紀をひらく兵庫県政連合の順で確認団体となった。確認団体の政治活動の状況は次のとおりであった。

確認団体番号	政治団体名	届出機関紙	届出ビラ種類	自動車表示旗交付数	ポスター証紙交付枚数	政談演説会開催回数
		届出機関誌				
1	自由民主党	自由民主	2種類	6流	4,950枚	4回
		月刊自由民主				
2	日本共産党	しんぶん赤旗	2種類	4流	4,700枚	
		前衛				
3	民主党	民主	2種類	3流	4,650枚	
4	公明党	公明新聞	2種類	2流	4,700枚	
		公明グラフ				
5	21世紀をひらく 兵庫県政連合		2種類	1流		

(10) 取締状況

今回の選挙における警告・検挙件数は、次のとおりであった。

区分		平 15.4.13 県議選	平 11.4.11 県議選	差 引
警 告	件 数	38	42	4
	人 数	38	42	4
検 挙	件 数	43	24	19
	人 数	66	33	33

平成15年の検挙数は、市町分を含めた統一地方選全体の数である。

(11) 明るい選挙の推進

今回の選挙においては、明るい選挙の実現を期するとともに、1人でも多くの県民が投票参加されるよう、あらゆる機会を捉えて積極的に啓発活動を展開した。

とりわけ、

投票日の周知徹底と棄権防止

不在者投票制度の周知徹底

投票総参加呼びかけ運動の推進など投票所へ足を運ばせる啓発事業の展開

都市部及び若年層に対する重点啓発

に努めた。

ア 印刷物による啓発

(ア)ポスターの作成・掲示

- ・ポスター掲示場用
- ・庁舎等各種公共施設用
- ・交通機関駅・車内貼り付け用
- ・県内大学掲示用

(イ)チラシの作成・配布

- ・転入転出用ちらし

(ウ)県・市町広報紙等による啓発記事掲載

- ・県の各種広報紙、関係団体の機関誌等に掲載
- ・市町の各種広報紙等に掲載

(エ)選挙公報の余白の利用

イ 資材による啓発

(ア)ティッシュペーパーの作成・配布

(イ)あぶらとり紙の作成・配布

(ウ)アロマシート等の作成・配布

ウ マス・メディア等による啓発

(ア)新聞広告の掲載

- ・日刊紙：神戸
- ・非日刊紙：サンケイリビング

(イ)テレビ・ラジオのスポット放送

- ・テレビ：サンテレビ
- ・ラジオ：ラジオ関西、KissFM

(ウ)CATV・コミュニティFMによる啓発

エ 掲示・掲揚物による啓発

(ア)懸垂幕・横断幕の作成・掲示

(イ)のぼりの作成・掲示

(ウ)自動車への表示

- ・ボディパネルの作成・掲示

(エ)電光掲示板による啓発

(オ)交通機関駅改札機の広告

オ 自動車による啓発

カ 庁内放送、防災無線等を利用した啓発

キ インターネットによる啓発

ク その他

(ア)明るい選挙シンボル旗掲揚

(イ)団体、企業、官公署等に対する啓発協力依頼

(ウ)投票総参加呼びかけ運動

(エ)親しまれる投票所づくり運動の推進

(12) 身体障害者に対する便宜供与

身体の不自由な方々が、候補者の政見、政策等を正しく理解でき、また不自由なく投票ができるように、次の措置を講じた。

ア 点字による選挙のお知らせの購入・配布

兵庫県視覚障害者福祉協会の作成した「選挙のお知らせ（点字広報）」（候補者の氏名、年齢、所属党派、新現元別、職業を点訳）を1,600部購入し、配布を行った。

（ア）対象者の把握

県広報課発行「点字広報ひょうご」及び点字広報を発行している神戸市外7市の送付者名簿により把握。

（イ）発送及び配布

「点字ひょうご」の配布対象者に対しては県広報課が配布した。福祉施設、市福祉事務所、県民局及び各市区町選管に対しては、兵庫県視覚障害者福祉協会が郵送し、希望者への配布した。

イ 投票所における便宜供与

視覚障害者に対する便宜供与の一環として、兵庫県視覚障害者福祉協会の作成した点字氏名掲示（候補者の氏名及び所属党派を点訳）を購入し、投票所及び不在者投票記載場所として、各市区町選管に配布した。

ウ 高齢者・障害者にやさしい投票所づくり

従来から推進している親しまれる投票所づくりの一環として、投票所の選定にあたっては高齢者や障害者の利便を考慮し、できるだけ1階に設置するとともに、スロープ・手すりの設置、車椅子等介添え体制の充実を図るよう努めた。

エ 投票用紙への点字による選挙種別の表示

視覚障害者が、自分自身で選挙の種類を認識できるようにするため、今回の県議会議員選挙から、点字投票用紙にあらかじめ選挙名を点字印刷することとした。兵庫県視覚障害者福祉協会の協力のもと、点字投票用紙の右上に「けんぎかい」とエンボス式で点字印刷を行った。

(13) 声明等

ア 告示日当日の委員長談話要旨

4月13日を投票日とする兵庫県議会議員選挙が本日告示されました。

今回の選挙は、今後の県政にとって、地域のあり方を方向づける、誠に重要な意義を持つ選挙であります。

有権者におかれては、良識ある判断のもとに、候補者や政党の主義・主張や政策をよく理解して投票していただきますように、また、候補者におかれては、正々堂々と政策を訴えられ、法に則った正しい選挙運動を展開されますよう、強く望みます。

なお、投票日に仕事や行事があり、投票所へ行けない方は、本日より、各市区町選挙管理委員会において不在者投票を行うことができますので、必ず投票していただくようお願いいたします。

また、神戸市におかれましては、市議会議員選挙もあわせて行われていますので、複数の投票用紙を間違えて貴重な1票を無駄にすることのないよう、十分気をつけていただきますようお願いいたします。

兵庫県議会議員選挙の告示にあたり、すべての有権者の投票総参加と明るい選挙の実現を強くお願いいたします。

平成15年4月4日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 中村敏明

イ 投票日当日の委員長談話要旨

今日は、兵庫県議会議員選挙の投票日です。

申すまでもなく、県議会議員選挙は県民の代表を選ぶ選挙であり、今後の県政の発展と県民生活にとって非常に重要な選挙です。

有権者の皆様におかれては、皆様の貴重な1票1票がこれからの兵庫県を築いていくのだということを十分ご認識いただき、候補者の政見、政策等をよく判断して投票されますようお願いいたします。

また、本日は日曜日ですので、レジャーをはじめとしていろいろご予定のある方も多いかと存じますが、お出かけの前に、行楽などからのお帰りの際にぜひ投票所に寄っていただき、投票を済ませていただきますようお願いいたします。

なお、一部の地域を除いて投票は午後8時までとなっております。

兵庫県議会議員選挙の投票日にあたり、すべての有権者の投票総参加をお願いいたします。

平成15年4月13日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 中村敏明